

同志社女子中学校・高等学校個人情報保護委員会内規

2005年 5月 11日制定

改正 2015年1月14日

2017年5月30日

2019年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、同志社個人情報保護規程（2017年5月30日制定）第12条に基づき、同志社女子中学校・高等学校（以下「本校」という。）における具体的な運用に関する事項を定める。

(個人情報保護委員会)

第2条 本校における個人情報保護に関わる事項を審議するため、同志社女子中学校・高等学校個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、総務主任、生徒主任、入試センター主任、図書・情報センター主任、宗教主任、養護教諭、事務長

2 委員長が必要と認めた場合は、前号に規定する以外の者を構成員とすることができる。

第4条 委員会に委員長を置き、教頭がこれにあたる。

2 委員会は委員長が召集し、議長は委員長がこれにあたる。

3 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

4 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 個人情報保護に関する全校的な施策

(2) 個人情報の収集の制限の例外

(3) 個人情報の利用及び提供の制限の例外

(4) 個人情報の開示請求、訂正請求及び削除請求に基づいてなされた措置に対する不服申立て

(5) その他個人情報の保護に資するために必要な事項

2 委員会は、審議にあたって、同志社女子中学校・高等学校個人情報管理者内規第2条第1項に定める個人情報管理者、教職員等に対して必要な資料の提出を求め、又は意見の聴取を行うことができる。

3 委員会は、審議結果に基づき、前項の個人情報管理者、教職員等に対して助言、指導、又は勧告を行うことができる。

(改 廃)

第6条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、教諭会において決定する。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。